

保育料・副食費

令和5年度曾於市利用者負担額基準額表(保育認定(2・3号認定))												
階層区分	1	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	5	6・7・8
定義	生活保護世帯等			第1階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯								
保育必要量	ひとり親世帯等			48,600円未満		48,600円以上 57,700円未満		57,700円以上 77,101円未満		77,101円以上	97,000円以上	169,000円以上
全額	0	0	0	5,400	11,700	5,400	18,000	5,400	18,000	18,000	26,700	30,500
短時間	0	0	0	5,400	11,500	5,400	17,700	5,400	17,700	17,700	26,300	30,000
半額	0	0	0	0	5,850	0	9,000	0	9,000	9,000	13,350	15,250
短時間	0	0	0	0	5,750	0	8,850	0	8,850	8,850	13,150	15,000
保育料	標準・短時間			0								
副食費				副食費免除				※第3子のみ副食費免除				

2歳クラスまで↑(3歳未満児)
3歳クラス以上↓(2歳以上児)

お子さんの人数の数え方に年齢制限なし←→小学校就学前のお子さんの人数で数えます

※保育を利用する満3歳さんの保育料及び副食費は3号と同様になります。(無償・免除の対象外)

(例1)市町村民税の所得割額が77,101円(ひとり親世帯等以外の世帯)

1人就園 2人就園 3人就園
兄OR姉 兄OR姉 子 ← この場合は第3子と数えます。

第3子

(例2)市町村民税の所得割額が77,101円(ひとり親世帯等以外の世帯)

小学2年生 小学1年生 1人就園(1号) 2人就園2号(3歳クラス以上)
兄OR姉 兄OR姉 兄OR姉 子 ← 1号の子は第3子とカウントします。(副食費免除) 2号の子は第2子とカウントします(副食費免除対象外)

第3子 第2子

令和5年度曾於市利用者負担額基準額表(教育認定(1号認定))							
階層区分	1	2-1	2-2	3-1	3-2	4	5
定義	生活保護世帯等			第1階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯		第1階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)にあっては、前年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	
保育料	0						
副食費	副食費免除					※第3子のみ副食費免除	

※お子さんの数え方は小学校3年生までの人数で数えます。

※ 3-2階層以下の世帯は副食費が免除になります。(階層を問わず第3子も無償。)

※ 副食費の金額・納入方法及び納入期限日等は施設へ直接お問い合わせください。

(例1)お子さんが1号で階層区分4の方【市町村民税の所得割額が77,101円以上】

小学校1~3年 小学校1~3年 1人就園
兄OR姉 兄OR姉 子 ← この場合は第3子と数えます。(副食費は免除されます)

(例2)お子さんが1号で階層区分4の方【市町村民税の所得割額が77,101円】

小学校4年 小学校1~3年 1人就園
兄OR姉 兄OR姉 子 ← この場合は第2子と数えます。(副食費は免除されません)

(例3)ひとり親世帯等以外で市町村民税の所得割額が77,100円の世帯

2号 1号
子 子 ← 2号の子は副食費免除の対象外 1号の子は副食費免除対象

対象外 免除対象

- ※ 副食費とは給食費のうち、主食(ごはん)以外のおかずやおやつ、お茶などの実費を指します。実費は原則として無償にはなりません。
- ※ 0~2歳クラスの副食費は保育料に含まれていますので別途施設に支払う必要はありません。1号又は2号の3歳クラス以上のお子さんの副食費は施設にお支払いいただけます。
- ※ 1号の3階層以下・2号(3歳クラス)の4-3階層以下・または第3子(第3子の考え方は上記表を参照)の場合のみ副食費は免除になります。
- ※ 満3歳児とは2歳クラスの子のうち、誕生日が来て3歳になった子を指します。満3歳になっても3月31日を迎えるまでは2歳クラスのままです。
- ※ 保育料が無償になるのは1号又は2号の3歳クラス以上で0~2歳クラスまでは保育料がかかります。また1号は満3歳から入れますが、この場合保育料は無償になります。
- ※ 1号のうち、保護者の申請により2号と同様に保育の必要性が確認できた世帯(満3歳を除く)は預かり保育料が無償(上限あり)になります。これを新2号認定といいます。